



宮 崎 県 公 報

平成27年1月29日(木曜日) 第2662号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

告 示

- 指定自立支援医療機関(精神通院医療)の所在地の変更……………(障害福祉課) 1
- 道路の区域の変更……………(道路保全課) 1
- 道路の供用の開始……………(") 1
- 土砂災害警戒区域の指定……………(砂防課) 1
- 土砂災害特別警戒区域の指定……………(") 2

公 告

- 宮崎県伝統工芸士の認定……………(オ-ルみやぎ課) 3
- 肥料の登録……………(営農支援課) 3
- 肥料の登録の有効期間の更新……………(") 3
- 肥料の登録の失効……………(") 3
- 宮崎県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更……………(水産政策課) 4
- 知事が行う都市計画事業の施行の公告(4件)(都市計画課) 5
- 公安委員会規則**
- 宮崎県警察の管轄に属する警察署の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則…………… 6

告 示

宮崎県告示第65号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第64条の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関の所在地変更について次のとおり届出があった。

平成27年1月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	変更前	変更後	変 更 年 月 日
イオン薬局 多々良店	延岡市	延岡市岡富町 843	延岡市岡富町 154番	平成26年 8月23日

宮崎県告示第66号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成27年1月29日から平成27年2月12日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年1月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 2 68号	えびの市大字永山字中棚1018番1地先から同市同大字同字1041番2地先まで	旧	18.5~ 20.5	24.5
				新	18.5~ 24.0	24.5

宮崎県告示第67号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成27年1月29日から平成27年2月12日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年1月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2 68号	えびの市大字永山字中棚1018番1地先から同市同大字同字1041番2地先まで	平成27年1月29日

宮崎県告示第68号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成27年1月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の箇所(溪流)番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

三股町	走持谷	04-341-2-007	土石流
	荒口谷	04-341-2-008	土石流
	仮屋谷2-新①	04-341-2-012-新①	土石流
	内之木場-1	I-1-0615	急傾斜地の崩壊
	内之木場-新①	I-1-0615-新①	急傾斜地の崩壊
	内之木場-新②	I-1-0615-新②	急傾斜地の崩壊
	内之木場-新③	I-1-0615-新③	急傾斜地の崩壊
	内之木場-新④	I-1-0615-新④	急傾斜地の崩壊
	内之木場-新⑤	I-1-0615-新⑤	急傾斜地の崩壊
	内之木場-新⑥	I-1-0615-新⑥	急傾斜地の崩壊
	内之木場-新⑦	I-1-0615-新⑦	急傾斜地の崩壊
	内之木場-新⑧	I-1-0615-新⑧	急傾斜地の崩壊
	内之木場-新⑨	I-1-0615-新⑨	急傾斜地の崩壊
	仮屋-1	II-1-5035	急傾斜地の崩壊
	内之木場-2	III-1-9489	急傾斜地の崩壊
	内之木場-2-新①	III-1-9489-新①	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び都城土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第69号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成27年1月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の箇所(溪流)番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
三股町	走持谷	04-341-2-007	土石流
	仮屋谷2-新①	04-341-2-012-新①	土石流
	内之木場-1	I-1-0615	急傾斜地の崩壊
	内之木場-新①	I-1-0615-新①	急傾斜地の崩壊
	内之木場-新②	I-1-0615-新②	急傾斜地の崩壊
	内之木場-新③	I-1-0615-新③	急傾斜地の崩壊
	内之木場-新④	I-1-0615-新④	急傾斜地の崩壊
	内之木場-新⑤	I-1-0615-新⑤	急傾斜地の崩壊
	内之木場-新⑥	I-1-0615-新⑥	急傾斜地の崩壊
	内之木場-新⑦	I-1-0615-新⑦	急傾斜地の崩壊
	内之木場-新⑧	I-1-0615-新⑧	急傾斜地の崩壊
	内之木場-新⑨	I-1-0615-新⑨	急傾斜地の崩壊
	仮屋-1	II-1-5035	急傾斜地の崩壊
	内之木場-2	III-1-9489	急傾斜地の崩壊
	内之木場-2-新①	III-1-9489-新①	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び都城土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

宮崎県伝統工芸士の認定に関する要綱(昭和58年2月10日定め)の規定に基づき宮崎県伝統工芸士を次のとおり認定した。

平成27年1月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県 伝統工芸士	住 所	宮崎県 伝統的工芸品名	認 定 年 月 日
小玉 好子	宮崎市佐土原町下田 島 19880-3	佐土原人形	平成27年 1月28日

新宮 勉	都城市八幡町16-6	都城弓	平成27年 1月28日
------	------------	-----	----------------

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第7条の規定により、次のとおり肥料の登録をした。

平成27年1月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の 規 格	生 産 業 者		登録年月日
					名 称	所 在 地	
宮崎県第 1017号	肉骨粉	肉骨粉 515	T N 5.0 T P 15.0		南国興産株式会社	宮崎県都城市高城町有水1941 番地	平成26年10月 31日

(注)「保証成分量(%)」欄の略号は、次のとおりである。

T N : 窒素全量、T P : リン酸全量

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

平成27年1月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の 規 格	生 産 業 者		登 録 の 有効期間
					名 称	所 在 地	
宮崎県第 996号	蒸製骨粉	蒸製骨粉 3 -22	T N 3.0 T P 22.0	その他制限事項 は公定規格のと おり	南国興産株式会社	宮崎県都城市高城町有水1941 番地	自 平成20年 12月1日 至 平成32年 11月30日
宮崎県第 982号	魚廃物加工 肥料	グリーンガ イア RB -F	T N 4.0 T P 4.5 T K 1.5	含有を許される 有害成分の最大 量は公定規格の とおり その他制限事項 は公定規格のと おり	清本鐵鋼株式会社	宮崎県延岡市土々呂町6丁目 1633番地	自 平成17年 11月15日 至 平成29年 11月14日
宮崎県第 983号	魚廃物加工 肥料	グリーンガ イア SB M-F	T N 7.0 T P 2.5 T K 1.5	含有を許される 有害成分の最大 量は公定規格の とおり その他制限事項 は公定規格のと おり	清本鐵鋼株式会社	宮崎県延岡市土々呂町6丁目 1633番地	自 平成17年 11月15日 至 平成29年 11月14日
宮崎県第 923号	混合有機質 肥料	混合有機質 肥料 331	T N 3.0 T P 3.0 T K 1.0	含有を許される 有害成分の最大 量は公定規格の とおり その他制限事項 は公定規格のと おり	南国興産株式会社	宮崎県都城市高城町有水1941 番地	自 平成3年 1月14日 至 平成30年 1月13日
宮崎県第 921号	肉骨粉	肉骨粉	T N 8.0 T P 9.0	その他制限事項 は公定規格のと おり	株式会社都城化製	宮崎県都城市高野町1237番地 89	自 平成3年 1月10日 至 平成33年 1月9日

(注)「保証成分量(%)」欄の略号は、次のとおりである。

T N : 窒素全量、T P : リン酸全量、T K : カリウム全量

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第14条の規定により、次のとおり肥料の登録は、失効した。

平成27年1月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の 規 格	生 産 業 者		失効年月日
					名 称	所 在 地	
宮崎県第 922号	乾燥菌体肥 料	乾燥菌体	T N 8.0 T P 3.0	含有を許される 有害成分の最大 量は公定規格の とおり その他制限事項 は公定規格のと おり	株式会社都城化製	宮崎県都城市高野町1237番地 89	平成26年12月 2日
宮崎県第 957号	蒸製毛粉	12蒸製毛粉	T N 12.0		南九州畜産残渣処 理協同組合	宮崎県都城市高城町有水1941 番地	平成26年12月 16日

(注) 「保証成分量 (%)」欄の略号は、次のとおりである。

T N : 窒素全量、T P : リン酸全量

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号。以下「法」という。）第4条第7項の規定により、宮崎県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のように変更したので、公表する。

平成27年1月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

- (1) 本県の水産業は、生産量で全国第16位、生産額で全国第14位（平成24年）の漁獲実績を示している。県内においては、地域的に水産業を中核とした関連産業が発達した地域があり、重要な産業となっている。
- (2) また、本県にとって水産業は、宮崎県総合計画（未来みやざき創造プラン）の中でも重要な位置付けであり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。
- (3) 本県水域は、日向灘沖を黒潮が流れ、沿岸には豊後水道からの内海系水が南下しており、黒潮周辺海域では黒潮に乗って回遊する魚類の、沿岸域では浮魚類あるいは根付け資源等の好漁場が形成されている。
- (4) 我が国周辺水域における漁業資源の水準については、近年、全体としておおむね安定的に推移しているが、低水準にとどまっている資源や、資源水準が悪化している資源もみられ、本県海域における海洋生物資源も低水準、減少傾向にあるものが多くみられる。
- (5) 今後ともこのような状況が継続すれば、県民及び国民のニーズへの的確な対応のみならず、地域の経済の発展への重大な支障となるおそれがある。
- (6) このため、従来も種苗放流、漁業の管理等を通じて資源管理型漁業の推進等、種々の保存管理措置を講じてきたところであるが、更に海洋資源の適切な保存及び管理を図るため、法第3条第1項の基本計画により決定された漁獲可能量の都道府県別の数量について、適切な管理措置を講じることとする。
- (7) また、宮崎県における水産資源の利用及び管理に関する基本方針に基づき、水産資源の利用及び管理を推進することとする。
- (8) その他、漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等の実効措置を講じるため、他県入漁船を含め、第1種特定海洋生物資源の採捕実績の的確

な把握に努めるものとする。

- (9) 更に、海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度（法第13条第2項に規定する協定を締結することにより、海洋生物資源の保存及び管理を図ることをいう。以下同じ。）の活用等により、引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。
 - (10) なお、本県における漁獲可能量においては、他県入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。
- 2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項
- 第1種特定海洋生物資源ごとの管理の対象となる期間及び知事管理量は、下表のとおりとする。

第1種特定海洋生物資源の 期間別に定め る数量		平成26年	平成27年
		まさば及びごまさば	21,000トン
まいわし		若干	若干
	まあじ	若干	若干

(注) 「平成26年」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては平成26年7月から平成27年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては平成26年1月から平成26年12月までである。「平成27年」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては平成27年7月から平成28年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては平成27年1月から平成27年12月までである。なお、「平成27年」のまさば及びごまさばの漁獲可能量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

- 3 第1種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項
- 第1種特定海洋生物資源ごとの知事管理量について、採捕の種類別及び期間別に定める数量は、下表のとおりとする。

なお、海域別の数量は、定めない。

また、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

採捕の種類	中型まき網漁業及び小型まき網漁業		
		平成26年	平成27年
第1種特定海洋生物資源の 期間別に定め る数量	まさば及びごまさば	20,506トン	
	まいわし	若干	若干
	まあじ	若干	若干

(注) 「平成26年」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては平成26年7月から平成27年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては平成26年1月から平成26年12月までである。「平成27年」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては平成27年7月から平成28年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては平成27年1月から平成27年12月までである。なお、「平成27年」のまさば及びごまさばの漁獲可能量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

4 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

【まいわし】

中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとし、海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則（平成8年宮崎県規則第53号。以下「規則」という。）の規定に基づき漁獲実績の報告を求め、現状以上に漁獲努力量を増加させることのないようにするとともに、採捕の数量が前年の実績程度となるよう努めるものとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等にあっては、まいわしの採捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行っていないが、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがないよう努め、漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする。

【まさば及びごまさば】

中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとし、規則に基づき漁獲実績の報告を求め、漁獲実績が配分量以下となるよう指導することとする。

また、原則として現在のまき網漁業許可隻数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等にあっては、まさば及びごまさばの採捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行っていないが、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがないよう努め、漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする。

【まあじ】

中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとし、規則に基づき漁獲実績の報告を求め、漁獲実績が配分量以下となるよう指導することとする。

また、原則として現在のまき網漁業許可隻数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等にあっては、まあじの採捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行っていないが、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがないよう努め、漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする。

5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- (1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査及び研究の充実・強化を更に進めることとする。
- (2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵

親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

- 6 指定海洋生物資源の保存及び管理に関する事項
本県においては該当なし

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第2項の規定による次の都市計画事業の認可を受けたので、同法第66条の規定により、公告する。

平成27年1月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 都市計画事業の種類及び名称
宮崎広域都市計画道路事業 3・4・7号 中村木崎線
- 2 施行者の名称
宮崎県
- 3 事務所の所在地及び名称
宮崎市橋通東1丁目9番10号
宮崎県宮崎土木事務所
- 4 事業地
収用の部分
宮崎県宮崎市大字本郷南方字辻原及び字城ノ下地内
宮崎県宮崎市大字田吉字城ノ下地内
使用の部分
なし

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第2項の規定による次の都市計画事業の認可を受けたので、同法第66条の規定により、公告する。

平成27年1月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 都市計画事業の種類及び名称
えびの都市計画道路事業 3・5・15号 京町内縦線
- 2 施行者の名称
宮崎県
- 3 事務所の所在地及び名称
小林市細野 367の2
宮崎県小林土木事務所
- 4 事業地
収用の部分
宮崎県えびの市大字向江字畑田、字箆田及び字原口地内
宮崎県えびの市大字浦字門田地内
使用の部分
なし

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第2項の規定による次の都市計画事業の認可を受けたので、同法第66条の規定により、公告する。

平成27年1月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 都市計画事業の種類及び名称
高鍋都市計画道路事業 3・4・8号 町小丸線
- 2 施行者の名称
宮崎県
- 3 事務所の所在地及び名称
児湯郡高鍋町大字北高鍋中須ノ三3870の1
宮崎県高鍋土木事務所

4 事業地
 収用の部分
 宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋字七反田及び字洗井地内
 使用の部分
 なし

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第59条第 2 項の規定による次の都市計画事業の認可を受けたので、同法第66条の規定により、公告する。
 平成27年 1月29日
 宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 都市計画事業の種類及び名称

都城広域都市計画道路事業 3・4・58号 早鈴岳下通線
 2 施行者の名称
 宮崎県
 3 事務所の所在地及び名称
 都城市北原町24の21
 宮崎県都城土木事務所
 4 事業地
 収用の部分
 宮崎県都城市鷹尾 5 丁目、久保原町及び蓑原町地内
 使用の部分
 なし

公安委員会規則

宮崎県警察の管轄に属する警察署の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 1月29日

宮崎県公安委員会委員長 佐 藤 勇 夫

宮崎県公安委員会規則第 1 号

宮崎県警察の管轄に属する警察署の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則

宮崎県警察の管轄に属する警察署の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区を定める規則（昭和44年宮崎県公安委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表（第 2 条関係）				別表（第 2 条関係）			
署名	交番駐在所名称	位置		署名	交番駐在所名称	位置	
[略]	[略]			[略]	[略]		
高岡 警察 署	[略] 綾 同	[略]	綾町大字入野	高岡 警察 署	[略] 綾 同	[略]	綾町大字南保
[略]				[略]			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。